



### お知らせ

#### ● 栗原市病院事業職員採用試験(医療技術職)

試験日・申込期限

日程1 試験日 5月21日(土) 申込期限 5月6日(金)

日程2 試験日 9月10日(土) 申込期限 8月26日(金)

日程3 試験日 12月3日(土) 申込期限 11月18日(金)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日程を変更する場合があります。その場合は、申込者へ個別に連絡します。

● 試験会場 市役所または、栗原中央病院

● 試験方法 作文、面接など

● 職種、採用人数

- 薬剤師 若干名
- 診療放射線技師 若干名
- 臨床検査技師 若干名
- 視能訓練士 若干名
- 臨床工学技士 若干名
- 看護師 8人程度

● 受験資格

□ 当該職種の免許がある人

または、令和5年3月までに予定されている国家試験で、当該職種の免許を取得する見込みの人

# みんなでとしょかん

市立図書館 ☎(21)1403

【開館時間】

- 火～金曜日:午前10時～午後6時
- 土・日曜日:午前 9時～午後5時

【休館日】

- 毎週月曜日・祝日 (月曜日が祝日の場合は、その翌日)



## おすすめの本

### 予約ランキング 2月

順位	タイトル	編著者名	出版社名
1	母の待つ里	浅田 次郎 著	新潮社
2	光る海	佐伯 泰英 著	文藝春秋
3	ボタニカ	朝井 まかて 著	祥伝社
3	探花	今野 敏 著	新潮社



### 大ピンチずかん

鈴木 のりたけ 作、小学館

ガムを飲んだ！トイレの紙がない！？こどもが出合う世の中の様々な「大ピンチ」を、大ピンチレベルの大きさと、5段階のなりやすさで分類。レベルの小さいものから順番に掲載し、その対処法をユーモアたっぷりに紹介する。



### ないものねだるな

阿川 佐和子 著、中央公論新社

コロナ禍で激変した生活、母亡き後の実家の片付け、忍び寄る老化現象…。「なんのこれしき！」と奮闘の日々をつづった、アガワ流「あるもので乗り越える」人生のコツ。

※最新の情報は市ウェブサイトを確認してください。

### お知らせ

ひとみキラキラ 本にとどき

● 4月23日(土)から5月12日(木)まではこどもの読書週間

子どもたちにもっと本を！との願いから、1959年(昭和34年)に「こどもの読書週間」が始まりました。小さい時から本を読む楽しさを知っていることは、子どもが大きくなるためにとても大切です。「こどもの読書週間」は、大人が本を子どもに手渡す週間でもあります。この機会に親子で図書館に足を運んでみませんか。

### 4月の「ブックくる号」

約2,000冊の図書を積んだ移動図書館車が市内を巡回します。※悪天候中止

場所	日程	時間
瀬峰公民館		午後2時～2時30分
高清水総合支所	7日(木) 21日(木)	午後2時50分～3時20分
志波姫小学校前駐車場		午後4時～4時30分
鶯沢公民館	13日(水) 27日(水)	午後2時～2時20分
若柳公民館	14日(木) 28日(木)	午後2時20分～2時50分

### 4月の「おはなし会」

幼児と小学生を対象に、絵本の読み聞かせやすばなし、手あそびを行います。

場所	日程	時間
市立図書館	2日(土) 9日(土) 16日(土) 23日(土) 30日(土)	午前10時30分～10時50分 午後2時30分～3時

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止になる場合があります。

### 情報交換プラザ展示

## 「図書館マナーアップ運動」

期間 4月30日(土)まで

※個人・グループ活動の発表をしてみませんか。無料で利用できます。

### 住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活や暮らしを支援するため、臨時特別給付金の支給を2月より開始しています。

● 対象者 次 のい ずれか に 該 当 する 世 帯 が 対 象 で す。

- 家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- 給付金額 1世帯あたり10万円
- 申込期限 5月2日(月)
- 住民税非課税世帯
- 家計急変世帯 9月30日(金)

● 申込方法 申請書に必要事項を記入の上、社会福祉課または各総合支所市民サービス課へ申し込みください。

※収入・所得がない人も、住民税の申告をしていないと、収入が確認できないため、対象になりません。申告を済まされていない人は、総務部税務課または、各総合支所市民サービス課で申告してください。



### 介護家族慰労金 支給事業

要介護高齢者を、介護保険サービスを利用せずに在宅で常時介護している家族に対して、慰労金を支給します。

● 対象者 要介護3以上の高齢者を、介護保険サービスを利用せず介護している同居の家族

● 主な支給要件

- 介護保険サービス(年間10日間程度のショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売および、住宅改修を除く)を1年間利用していないこと
- 市内に居住し、住民登録を1年以上していること
- 世帯員全員が住民税非課税であること
- 入院していないこと

● 支給金額 6万円(年1回) など

● 申請期限 令和5年3月31日(金)

● 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、介護福祉課

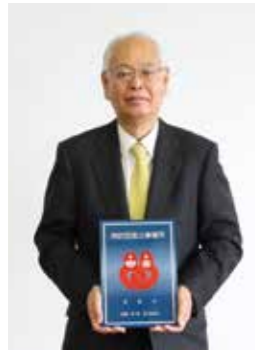
### 栗原市消防団協力 事業所を認定

市では、地域の消防防災力を充実強化するため、平成22年度から「栗原市消防団協力事業所認定・表示制度」を実施しています。

この制度は、事業所内に2人以上団員がいて、積極的に消防団活動ができるよう配慮する、または災害時に資機材を提供するなど、消防団活動の協力を行う事業所を認定するものです。

今回、新たに上田建設株式会社若柳を認定し、認定事業所数は、33事業所になりました。

● 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、介護福祉課



消防本部総務課 ☎(22)1191